

ゆうらいふ箕岳地域ケアセンター（通所介護）

重要事項説明書

「指定地域密着型通所介護」「第1号通所事業」

令和7年6月23日 適用

当事業所は、居宅介護サービス利用契約書第1条に基づき、ご契約者に対して、指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護及び第1号通所事業の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 経営法人（事業者）

- (1) 法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
(3) 代表者氏名 会長 都築 光一

2 事業所の概要

- (1) 種類 ①指定地域密着型通所介護 第0493100069号
【地域密着型通所介護事業所】
②第1号通所事業 第0493100069号
【通所介護サービス】
(2) 名称 ゆうらいふ箕岳地域ケアセンター
(3) 所在地 遠田郡涌谷町太田字舟ヶ沢8番地1
(4) 電話 0229-25-5596 FAX 0229-25-5597
(5) 管理者 千葉徳三郎
(6) 開設年月日 平成29年5月1日

3 運営方針

事業所の地域密着型通所介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、箕岳地域ケアセンターに設置している老人デイサービスセンターに通わせその該当する地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護及び第1号通所事業の提供をします。事業の実施については、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤		非常勤	令和6年4月1日現在
	専従	兼務		
管理者		1		
生活相談員	1	2		介護職員兼務
看護職員		1	1	訪問入浴サービス兼務
介護職員			5(随時増員)	生活相談員兼務

5 利用定員 1日 18人

6 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
(2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時
(3) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで

7 通常の営業地域 涌谷町

8 提供するサービスの内容

ケアプランに応じた介護計画に基づきサービスの提供をいたします。

送迎
健康チェック
入浴
排泄、食事等の介護
個別プログラム
・余暇活動、レクリエーション（カラオケ、ゲームなど）外出レクリエーション
・機能訓練等
※指定介護予防通所介護及び第1号通所事業利用者は心身機能の維持回復を図ります。

9 サービス利用に関する留意事項

（1）利用日の中止・変更等

利用者は、サービスの利用を中止又は変更する場合には、利用者はサービス実施日の前日まで申し出るものとします。中止等を行った場合は、担当のケアマネージャーにその旨連絡するものとします。

（2）送迎に関する留意事項

利用者の身体状況、道路事情、利用時間等によってはサービスによる送迎ができない場合があります。

（3）サービス実施時の留意事項

サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

（4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

（5）通所介護員等の禁止行為

通所介護員等は、利用者に対する通所介護サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族からの物品の授受
- ② その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

10 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難救出、その他必要な訓練を行います。

11 緊急時及び事故発生の対応（契約書第10条参照）

サービス実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

12 虐待防止に関する事項について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

14 守秘義務等について（契約書第5条参照）

- (1) 事業者、従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。個人情報の取り扱いについては、事業者が定める個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護法等関係法令等遵守し、慎重に取り扱うものとします。

15 損害賠償について（契約書第10条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

16 主なサービスの利用料金

※負担割合については、市町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

(1) 指定地域密着型通所介護サービス費 7時間以上8時間未満

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1割負担)	基本サービス費	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	22円	22円	22円	22円	22円
	入浴加算Ⅰ（入浴時）	40円	40円	40円	40円	40円
保険対象外	食費	650円	650円	650円	650円	650円
1日あたり	利用料金（入浴含む）	1,465円	1,602円	1,744円	1,884円	2,024円

※科学的介護推進体制加算（1月に40円）が加算されます。

※1 介護職員処遇改善加算は、保険対象分 月の総単位数（総回数）に 5.9% 加算されます。

※2 介護職員特定処遇改善加算Ⅰは、保険対象分 月の総単位数（総回数）に 1.2% 加算されます。

※3 介護職員等ベースアップ等支援加算は、保険対象分月の総単位数（総回数）に 1.1% 加算されます。

（令和6年6月以降は※1.2.3が一本化され9.2%に変更となり加算されます）

(2) 第1号通所事業サービス費

	1ヶ月あたり	1回あたり	例：1ヶ月あたり	
介護度	基本サービス費 (保険対象)	食費 (保険対象外)	基本サービスに利用回数に応じて食費分 (650円)	が加算となります。
要支援1	1,798円	650円	例) 月4回利用	4,486円
要支援2	3,621円	650円	例) 月8回利用	8,997円

※通所回数等については、地域包括支援センターのケアプランにより決定されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援1：88円 要支援2：176円）が加算されます。

※科学的介護推進体制加算（1月につき40円）が加算されます。厚生労働省に利用者様の状態（ADL、認知症の状況等）を提出（匿名にて）し、必要に応じ集約した情報を活用しサービス提供を行う。

※1 介護職員処遇改善加算は、保険対象分 月の総単位数（総回数）に 5.9% 加算されます。

※2 介護職員特定処遇改善加算Ⅰは、保険対象分月の総単位数（総回数）に 1.2% 加算されます。

※3 介護職員等ベースアップ等支援加算は、保険対象分月の総単位数（総回数）に 1.1% 加算されます。

（令和6年6月以降は※1.2.3が一本化され9.2%に変更となり加算されます）

17 料金の改定

- (1) 介護保険給付対象の料金については、介護給付体系の変更があった場合には変更になります。
- (2) 介護保険給付対象外の料金については、経済状況の著しい変更、その他やむを得ない事由がある場合には、事前に説明した上で利用料金を変更することがあります。

18 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し翌月にご請求しますので、基本的に指定金融機関でのお支払い、又は口座引落しによるお支払いとなります。

19 苦情の対応について (契約書第11条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 ゆうらいふ箇岳地域ケアセンター

電話番号 0229-25-5596

担当者 千葉徳三郎

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

涌谷町 健康課 福祉課	所在地 遠田郡涌谷町涌谷字中江南278 (涌谷町町民医療福祉センター) 電話 0229-43-5111 (代表)
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 (宮城県自治会館) 電話 022-222-7700
福祉サービスに利用に関する 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 (宮城県自治会館) 電話 022-716-9674

ゆうらいふ箇岳地域ケアセンター（通所介護）の提供の開始に際しての重要事項は、
本書面の通りです。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192
名 称 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

代表者名 会長 都築光一 印

説明同意欄				
説明者	ゆうらいふ 箇岳地域ケアセンター 氏名	捺印	利用者（同意者） 同意者 氏名	捺印